

議案第 7 号 北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
附則第9条の4第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理
に関する条例案

災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)
の一部を次のように改正する。

第12条の6第1項第2号中「勧告され若しくは」を削る。

(北海道防災対策基本条例の一部改正)

第2条 北海道防災対策基本条例(平成21年北海道条例第8号)の一部を次のよ
うに改正する。

第26条第2項中「法令等」を「法の規定」に、「避難準備情報の発表、避難
の勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置」を「避難のための立
退きの準備その他の措置に関する通知若しくは警告、避難のための立退きの指
示又は緊急に安全を確保するための措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

災害対策基本法の改正により避難勧告が廃止されたこと等に伴い、規定の整
備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3の2の項中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

不動産の鑑定評価に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「第 19 条第 8 号」を「第 19 条第 9 号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年北海道条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例案

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例（令和 2 年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「第 2 条第 16 項」を「第 2 条第 21 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

産業競争力強化法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 北海道森林づくり条例の一部を改正する条例案

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例

北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「公共建築物に」を「建築物に」に、「第8条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条及び第 7 条中「第25条の18第 1 項」を「第25条の30第 1 項」に改める。

(北海道下水道事業条例の一部改正)

第 2 条 北海道下水道事業条例（令和 2 年北海道条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第25条の10第 2 項」を「第25条の22第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

下水道法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。